

食安輸発第1109002号

平成17年11月9日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課

輸入食品安全対策室長

(公印省略)

輸入キムチ等の取扱いについて

標記については、平成17年11月2日付け食安輸発第1102002号にて通知したところですが、登録検査機関における検査体制が順次整備されていることから、同通知中の別添2に掲げる製造者が製造した対象食品の検査については、登録検査機関における検査又は輸出国公的検査機関における検査についても受け入れることとしましたので、御了知の上、実施方よろしく申し上げます。